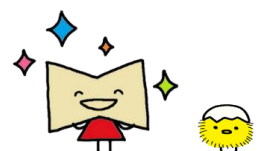


令和6年度(2024年) 図書館要覧



ひらくっちゃん
&ぴよじろう

中津市立小幡記念図書館移転30周年記念講演会

『絵本で子どもたちに伝えたいこと』 講師：長谷川 義史

読み聞かせやウクレレ弾き語り、ワークショップ「中津うめーもののうた」など
もりだくさんの内容で会場全体が笑顔に包まれました。



中津市立図書館

目 次

1. 図書館のあゆみ	1
2. 図書館の概要	3
3. 図書館の予算	4
4. 図書館の運営方針	5
5. 蔵書数・分類別蔵書数	8
6. 令和5年度業務実績	10
(1) 利用者登録・貸出の状況	10
(2) 相互貸借の状況	12
(3) その他資料・サービス	13
(4) 事業報告	13
(5) その他の取組み状況	14
(6) 館内企画展	18
(7) サービス指標	20
7. 中津市立図書館条例	21
8. 中津市立図書館条例施行規則	23
9. 中津市立図書館資料管理規則	25
10. 中津市立図書館の資料貸出に関する管理規定	27
11. 図書館の資料収集要綱	27
12. 図書館研修室及び視聴覚室管理規程	29

～市民ニーズに沿った図書館運営と図書館利用率の向上～

市民のだれもが気軽に利用できる「市民の本棚」として、様々な利用者のニーズに応じた開かれた図書館運営を行うために、利用者にとってより良い図書館機能と図書の充実や施設整備を行うと同時に移動図書館のサービスポイントや団体貸出の調査を行い、障がい者施設や高齢者施設等の訪問など市民に図書を届けるサービスを積極的に行います。

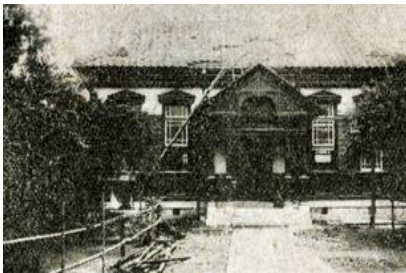
また、学校図書館やボランティアグループと連携し読書推進に向けた市民サービスの充実を図ります。旧下毛地区図書館については、子育て世代の本に親しむ取り組みや高齢者等の交流拠点など地域要望や特性に沿った図書館運営を行います。

1. 図書館のあゆみ



中津における図書館は、慶応義塾3代目塾長を務めた小幡篤次郎の遺言によって、生誕地である殿町(現在の 新中津市学校)の 340坪の土地と家屋・蔵書が寄贈され、「中津図書館」として歴史が始まりました。時に明治42年(1909年)のことでした。ちなみに蔵書は中津と慶応義塾に半数ずつが寄贈されましたが、そのうち和綴本は閉架書庫に約 340冊が収蔵されております。

開館より3年後の明治45年(1912年)には、財団法人「小幡記念図書館」と改称され、昭和22年(1947年)には中津市に移管されて、「中津市立小幡記念図書館」となり、現在に至っています。



創設期の図書館 (殿町)



移転前の図書館 (二代目/殿町)

- 明治42年 (1909年) 11月14日
中津図書館が開館
- 明治45年 (1912年) 1月10日
財団法人小幡記念図書館と改称
- 昭和13年 (1938年) 6月 1日
小幡記念図書館改装(現在の新中津市学校の建物)
- 昭和22年 (1947年) 1月 1日
中津市に移管、中津市立小幡記念図書館となる
- 昭和49年 (1974年) 6月16日
移動図書館車運行開始
- 昭和53年 (1978年) 2月20日
古文書解説書「市令録」第1輯刊行
- 昭和54年 (1979年)
古文書講座「古文書を読む市民講座」開講
- 昭和59年 (1984年)
12月 「中津藩歴史と風土」刊行始まる
- 平成 5年 (1993年) 4月23日
現在地に新築・移転開館(図書館システム・オフコン)
- 平成 7年 (1995年)
10月 日本図書館協会建築賞受賞
11月 3代目移動図書館車 ”ハローブック号”運行開始
- 平成10年 (1998年)
3月 「中津藩歴史と風土」第18輯をもって刊行終了
4月23日 新築移転5周年記念行事開催
11月 6日 公共建築100選建設大臣賞受賞
図書館システム(パソコンに)変更
- 平成11年 (1999年)
3月 図書館ホームページ開設
4月 和蘭辞書「蘭語訳撰」購入
8月 京町駐車場供用開始
- 平成15年 (2003年)
4月 図書館新築・移転開館10周年
図書館システムバージョンアップ
11月 インターネット予約受付開始
- 平成16年 (2004年)
10月 デジタル図書館開始
11月 三ノ丁駐車場供用開始
- 平成17年 (2005年)
1月 祝日開館始まる
3月 中津・下毛市町村合併(小幡記念・三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国 図書館5館となる)
10月 旧下毛地区に移動図書館車2台が運行開始
- 平成19年 (2007年)
3月 アートスペース中津を始める
- 平成21年 (2009年)
10月 図書館創立100周年記念事業
- 平成24年 (2012年)
3月 図書館外壁全面改修
9月 旧中津地区の移動図書館車更新



夏休み図書館司書体験



移転30周年記念事業



図書館講座「かんたんストレッチ講座」



【不滅の福澤プロジェクト】



大人のための朗読おはなし会



諭吉すごろく

平成25年（2013年）

- 1月 ICゲートシステム導入
- 4月 新聞記事ブラウジングシステムKENBUN利用開始
- 11月 赤ちゃんと絵本事業『はじめましてひらくっちゃん』開始
- 11月 図書館新築・移転開館20周年事業

平成26年（2014年）

- 4月 歴史小説「鶯の笛 黒田官兵衛と宇都宮一族との戦い」発刊

平成27年（2015年）

- 9月 耶馬溪・山国地区 移動図書館車更新
- 10月 図書館システムバージョンアップ（自動貸出機2台導入）

平成28年（2016年）

- 3月 小幡記念図書館正面玄関向い側駐車場供用開始
- 4月 開館時間変更

平成29年（2017年）

- 3月 三光・本耶馬溪地区 移動図書館車更新
- 6月 郷土の作家資料室開設
- 9月 雑誌スポンサー制度運用開始
- 11月 あかちゃんタイム開始
- 12月 英語多読コーナー「国際ソロプチミスト中津文庫」設置

平成30年（2018年）

- 4月 子供の読書活動優秀実践図書館に対する文部科学大臣表彰受賞
- 5月 移転25周年記念行事「絵本作家 谷口智則さんによる絵本の読み聞かせ&ライブペインティング」開催
- 11月 読書手帳配布開始

平成31年・令和元年（2019年）

- 3月 第2次中津市子ども読書推進実施計画施行
- 4月 図書館創立110周年記念事業(エコバッグ配布)
- 11月 マタニティコーナー設置

令和2年（2020年）

- 3月～5月 新型コロナウイルス感染拡大により臨時休館
- 9月 図書館システムバージョンアップ

令和3年（2021年）

- 9月 三光図書館 移転・リニューアルオープン
- 12月 図書館カード等 電子申請開始

令和4年（2022年）

- 2月「図書館講座」開始
- 6月 不滅の福澤プロジェクト開始（～令和6年度予定）

令和5年（2023年）

- 7月 Free Wi-Fi 供用開始
- 10月 移転30周年記念行事
長谷川義史氏(絵本作家)講演会 ほか

令和6年（2024年）

- 3月 第3次中津市子ども読書推進実施計画施行

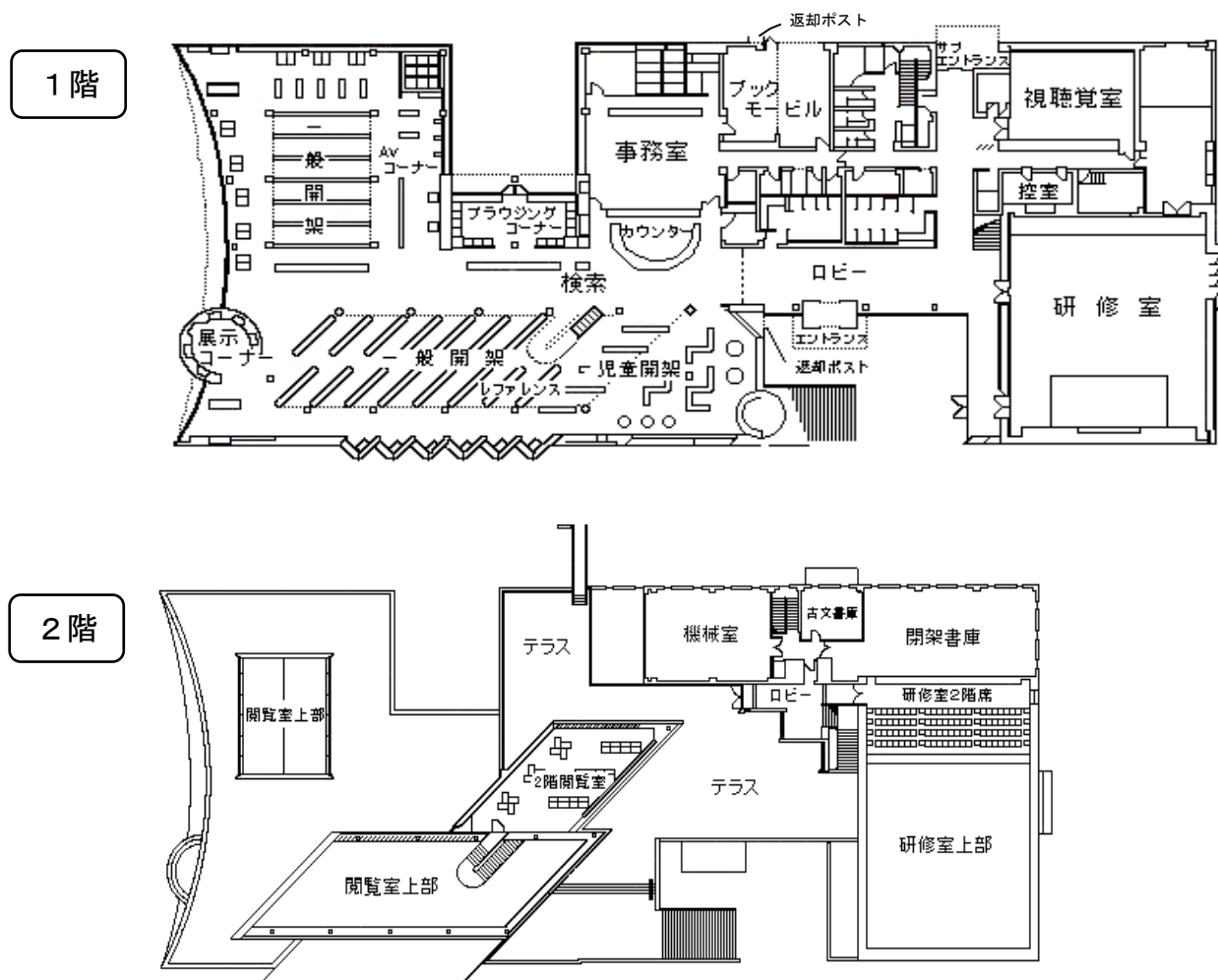


2. 図書館の概要

◆蔵書能力（小幡記念図書館） 160,000冊（開架書架80,000冊、閉架書架80,000冊）

◆施設概要（小幡記念図書館）

所在地	中津市1366番地1（片端町）
敷地面積	6,009.12㎡
建物延面積	1階 2,301.1㎡
	2階 591.36㎡
	計 2,892.46㎡
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
総工費	1,141,272,990円



◆職員の状況（中津市立図書館5館の職員構成）

R6. 3. 31現在

小幡	20名	職員4名（館長、主幹、庶務、司書1名）、再任用職員1名（司書1名） 任期付職員6名（司書6名）、会計年度職員9名（司書4名、BM運転手2名、配架1名、貸館1名、事務補助1名）	30名
三光	3名	会計年度職員3名（司書2名、BM運転手1名）	
本耶馬溪	2名	会計年度職員2名（司書2名）	
耶馬溪	3名	会計年度職員3名（司書1名、事務補助1名、BM運転手1名）	
山国	2名	会計年度職員2名（司書2名）	

3. 図書館の予算

◆ 3カ年の予算内容

単位:千円

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
01 報酬	32,580	33,331	35,650
02 給料	32,329	32,756	33,356
03 職員手当等	18,280	18,102	23,235
04 共済費	9,858	9,980	10,180
07 報償費	140	239	112
09 旅費	2,461	2,471	2,472
10 需用費	17,432	22,620	24,268
(消耗品費)	5,737	5,807	5,851
(燃料費)	654	688	726
(食糧費)	0	14	0
(印刷製本費)	696	594	499
(光熱水費)	9,495	12,272	11,679
(修繕料)	850	3,245	5,513
11 役務費	640	646	634
(通信運搬費)	503	500	485
(手数料)	82	82	82
(火災保険料)	55	64	67
(その他保険料)	0	0	0
12 委託料	17,687	21,660	21,329
13 使用料及び賃借料	6,250	6,131	6,184
14 工事請負費	0	0	65,300
15 原材料費	0	0	0
16 公有財産購入費	0	0	0
17 備品購入費	20,649	20,945	22,348
18 負担金及び交付金	51	51	51
21 補償補填及び賠償金	0	0	0
26 公課費	0	0	0
合 計	158,357	168,932	245,119
一般会計予算に占める割合	0.37%	0.39%	0.53%
教育費に占める割合	4.21%	4.06%	5.52%

◆ 図書館資料費の推移

単位:千円

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
図 書	19,000	19,445	19,443
新 聞 ・ 雑 誌	2,392	2,474	2,581
視 聴 覚 資 料	1,500	1,500	1,500
合 計	22,892	23,419	23,524

4. 図書館の運営方針

I 利用者サービスの充実

赤ちゃんから高齢者まで、市民のだれもが気軽に利用できる「市民の本棚」の実現を目指し、さまざまな利用者のニーズにあった資料の収集と各種図書館サービスの充実を図ります。

(1) 図書館資料の収集

① 図書館資料の整備充実

- ア) 図書館の資料収集要綱に基づき適正な選書収集に努めます。
- イ) 郷土資料や行政関係資料の収集を行います。

② 視聴覚資料の整備充実

CD、DVD等を図書館の資料収集要綱に基づき適正に収集します。

(2) 図書館サービスの充実

① 貸出・返却サービス

- ア) 中津市立図書館の資料貸出に関する管理規程に基づき適正かつ迅速な貸出業務に努めます。
- イ) 延滞資料の削減に向け、的確な督促業務に努めます。

② レファレンスサービス（調べ物相談）

- ア) 利用者の要望に的確に対応できるよう職員の資質向上、連携の強化に努めます。
- イ) 行政・教育・文化・産業・医療・福祉・子育てなど、課題解決に必要な資料を収集、整備します。

③ 子どもサービス（児童コーナー）

- ア) 子どもたちが興味をもつ資料を揃え、子どもの読書意欲の向上に努めます。
- イ) 乳幼児を含めたお話し会・上映会などを行い、子どもたちと図書館を身近にする機会を設けます。
- ウ) 「あかちゃんタイム」の周知を図り、ボランティアスタッフと図書館司書が連携し、赤ちゃん連れの方にも気兼ねなく図書館を利用できるような環境をつくります。
- エ) 「英語多読コーナー」の利用を促進することで、子どもたちが英語に興味を持つ機会を設けます。

④ ヤングアダルトサービス（中高生向けのコーナー）

- ア) 豊かな読書経験による人間形成の育成を支援します。
- イ) 「なるにはコーナー」など、中高生の進路の参考となる資料の充実を図り、将来設計についての情報を提供します。

⑤ 高齢者サービス

- ア) 文字の大きな図書や朗読CDの収集を行い、コーナーを設け高齢者の利用に配慮します。
- イ) 高齢者の図書館利用を促進するために高齢者施設などに資料の貸出を行います。

⑥ 障がい者サービス

ボランティアグループと連携し、障がい者のニーズに沿った資料収集や提供、利用サービスを心がけます。

⑦ 外国人サービス

外国人利用者のニーズに沿った資料の提供やサービスを図ります。

⑧ 就労情報サービス

就職支援として、ハローワークと連携し、求人情報等を設置し最新情報の提供を行います。

(3) 読書の普及活動

① 図書館ネットワークによるリクエスト図書提供の推進

- ア) 県立図書館との連携強化を図ります。
- イ) 県内外の図書館との相互貸借・相互協力を行います。

② 広報活動の推進

- ア) 新規利用者の獲得に向け、新刊新着図書の案内や各種行事など、図書館の活動や取組みについて、図書館だよりの発行と併せて市広報紙やホームページへの掲載、新聞・フリーペーパー・ケーブルテレビ・ノースFM、SNSなどで幅広く市民に情報発信をし、図書館に対する市民の関心を喚起し、利用の向上を図ります。

II 課題解決支援サービスへの取り組み

日常生活においてのさまざまな課題解決に向け、図書館資料（情報）の収集に努めるとともに、利用者の欲する情報に的確なレファレンスを行えるよう職員研修を行います。

(1) ビジネス支援サービス

地域で働く人への支援として、絶え間なく変化する各種ビジネスに的確に対応するための判断材料となる情報を迅速に収集するよう心がけます。

(2) 健康・医療情報サービス

健康的な生活を行ううえで、自分や家族の体調や病気について調べるなど、レファレンスでは相談しづらい内容もあるため、自身で調べやすい環境づくりを行うとともに、中津市民病院相談支援センターと連携した資料の収集に努めます。

(3) 子育て・教育支援サービス

出産、子育て、子どもの教育についての不安や悩みを解決するために役立つ様々な資料の収集に努めます。

(4) 生涯学習支援サービス

シニア世代のボランティア活動や趣味の活動などのセカンドライフの充実に役立つ情報を提供し、生活をするうえで心が豊かになるための社会参加への支援を行います。

(5) 暮らしの情報サービス

地域住民の生活不安を解消するため、法律情報など人が生活するうえで役立つ資料を収集し、「困ったときは図書館で情報を得ることができる」と言われる図書館づくりを目指します。

III その他の取り組み

多様化・高度化する利用者ニーズに応え時代に柔軟に対応できる図書館づくりを目指して、サービス向上への取り組みを行います。

(1) 小幡記念図書館と各分館とのスムーズな連携

地域の事情を考慮し、分館の特色を残しながらも、小幡記念図書館を要とした統一的なサービスの提供に努めます。

- ① 図書館システムのネットワーク構築により、小幡記念図書館と各分館とのスムーズな情報連絡を行い、職員間での情報の共有化を図ります。
- ② 小幡と分館の予約リクエスト等による資料の円滑な流れを確保するため、職員による週2・3回の回送を行います。
- ③ インターネットによる情報提供を全館で行い、インターネット予約制度の普及に努めます。

(2) 移動図書館車（BM）による巡回サービスの充実

移動図書館車によるきめ細やかな図書館サービスを提供します。

- ① 移動図書館車利用者のニーズに沿った資料の充実に努めます。
- ② 利用状況に即したサービスポイント及び巡回時間の設定に努めます。
- ③ 予約リクエストによる資料提供を移動図書館車でも行います。

(3) ボランティアグループ等との連携

読み聞かせグループと連携した行事の開催や開かれた図書館を実践することで市民との信頼関係の構築を図ります。また、ボランティアを随時募集し、ボランティアの増加を図ります。

- ① おはなし会(就学前の幼児対象)を毎週月曜日、赤ちゃん向けのおはなし会を毎月第3水曜日に行います。広報を行い、周知を図り、内容を充実させることで参加者の増加に努めます。7か月児健診受診者にボランティアと連携して読み聞かせを行い、絵本を開く楽しい体験とともにその時に使用した絵本を2冊プレゼントし、家庭でも読み聞かせができるような環境を整えることで、赤ちゃんの健やかな成長と子育てを応援する「赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業」を行います。
- ② あかちゃんタイムを毎月第3水曜日にボランティアとの連携で実施し、赤ちゃん連れの保護者が図書館を気軽に利用できる環境づくりに努めます。
- ③ 読み聞かせグループと各種研修会の情報を共有し連携を密にします。

(4) 職員の資質向上

図書館員としての自覚と専門的知識の向上を図るため、定期的に研修を実施します。

- ① 毎月定例会を開催し、問題点や改善点を協議することで職員の意思統一を図ります。
- ② レファレンス能力などの向上を図るため各種研修会に積極的に参加します。
- ③ 接客マナーなどの講習を行い、常に利用者目線となった接客に努めます。

(5) 図書館サービスの向上

図書館をさらに利用していただくために、今後も様々なサービスの向上を目指します。

- ① 夏休み期間中は特に多くの生徒や学生が快適で安心して利用できる学習の場として小幡記念図書館を利用しています。夏休み期間中の開館日は状況に応じて、視聴覚室を学習スペースとして児童・生徒などの学生に開放するなど学習環境の充実に努めます。
- ② 研修室や視聴覚室、アートスペースでの文化的貸し館事業の充実に努めます。
- ③ 老朽化した施設や設備の修繕等を行い、利用者が安心安全で快適に利用できるよう努めます。
- ④ 図書館講座や近隣文化施設とのコラボ企画、不滅の福澤プロジェクト等、積極的に実施します。

(6) 学校図書館との連携（レファレンス）

市内小中学校に配置された学校図書館司書などとレファレンスや意見交換などの連絡を密にし、授業で活用する本や学習資料の提供、除籍本の有効活用等を行い、小中学校図書館との連携の強化を図ります。

(7) 図書館サービス評価の公表

図書館サービスの評価は、地方公共団体が行う施策評価の一環として位置づけられ、市民へ公表することが求められています。評価にあたっては、従来から用いられている貸出冊数や利用者数に加え、利用者ニーズに応じた多様なサービスの提供についても評価する必要があります。

また、評価を行うだけでなく、その結果を確実に業務の改善に結びつけるため、図書館協議会などの協力をいただき評価結果を踏まえた業務の改善策を検討していきます。

5. 蔵書数・分類別蔵書数

◆ 蔵書数

(令和5年度末現在)

図書館名	一般書	児童書	古文書	雑誌	視聴覚資料	合計
小幡記念図書館	135,326	54,016	2,233	1,933	6,360	199,868
小幡記念図書館BM	6,466	5,949	0	0	0	12,415
三光図書館	13,438	12,092	0	338	351	26,219
本耶馬溪図書館	8,161	8,882	0	282	369	17,694
耶馬溪図書館	14,884	10,537	0	236	382	26,039
山国図書館	34,563	19,990	0	310	1,443	56,306
全館	212,838	111,466	2,233	3,099	8,905	338,541

◆ 分類別蔵書数

区分	前年度蔵書数	受 入			支 出			今年度蔵書数	
		購入	寄贈・他	計	汚損破損	亡失・他	計		
一般書	0 総記	6,896	183	17	200	1	158	159	6,937
	1 哲学	9,095	258	8	266	3	398	401	8,960
	2 歴史	19,318	486	56	542	0	389	389	19,471
	3 社会科学	26,873	1,043	36	1,079	12	1,596	1,608	26,344
	4 自然科学	16,063	672	19	691	7	1,343	1,350	15,404
	5 技術	26,223	968	29	997	7	3,331	3,338	23,882
	6 産業	8,208	250	4	254	2	1,070	1,072	7,390
	7 芸術	22,129	678	60	738	76	1,050	1,126	21,741
	8 言語	3,490	102	3	105	0	220	220	3,375
	9 文学	81,776	2,347	79	2,426	21	4,847	4,868	79,334
書	別置記号 B(文庫本)	11,065	466	56	522	5	381	386	11,201
	N(郷土資料)	10,998	27	137	164	0	11	11	11,151
	R(参考図書)	4,467	78	4	82	12	52	64	4,485
	T(点字本)	57	0	0	0	0	0	0	57
	Y(洋書)	448	38	1	39	0	0	0	487
小計	220,071	6,987	311	7,298	129	14,402	14,531	212,838	
児童書	K0 総記	1,047	76	1	77	0	46	46	1,078
	K1 哲学	1,378	71	0	71	8	104	112	1,337
	K2 歴史	4,416	101	2	103	5	171	176	4,343
	K3 社会科学	3,528	181	11	192	8	193	201	3,519
	K4 自然科学	7,620	336	6	342	29	502	531	7,431
	K5 技術	3,101	160	30	190	14	295	309	2,982
	K6 産業	1,847	52	20	72	9	133	142	1,777
	K7 芸術	5,023	140	0	140	55	481	536	4,627
	K8 言語	1,290	67	0	67	1	94	95	1,262
	K9 文学	31,757	795	28	823	74	2,118	2,192	30,388
	KE 絵本	52,954	1,662	18	1,680	271	3,677	3,948	50,686
	KC 紙芝居	2,379	33	8	41	6	378	384	2,036
	別置記号 KR 参考書	583	23	0	23	3	24	27	579
KY 洋書	721	20	0	20	0	0	0	741	
小計	116,340	3,674	124	3,798	480	8,192	8,672	111,466	
資料合計	336,411	10,661	435	11,096	609	22,594	23,203	324,304	
古文書	2,233	0	0	0	0	0	0	2,233	
雑誌	2,991	2,174	129	2,303	0	2,195	2,195	3,099	
視聴覚資料	C D	3,253	0	0	0	13	5	18	3,235
	ビデオ・DVD	5,390	107	136	243	17	11	28	5,605
	カセット・CDROM	65	0	0	0	0	0	0	65
小計	8,708	107	136	243	30	16	46	8,905	
総合計	350,343	12,942	700	13,642	639	24,805	25,444	338,541	

※別置記号分は再掲

◆ 各図書館分類別蔵書数及び蔵書率

区 分		小幡記念		小幡BM		三 光		本耶馬溪		耶 馬 溪		山 国	
		蔵書数	率	蔵書数	率	蔵書数	率	蔵書数	率	蔵書数	率	蔵書数	率
一 般 書	0 総 記	5,739	4%	18	0%	138	1%	72	1%	119	1%	851	2%
	1 哲 学	5,967	4%	150	2%	464	3%	294	4%	618	4%	1,467	4%
	2 歴 史	15,110	11%	116	2%	524	4%	461	6%	721	5%	2,539	7%
	3 社会科学	19,804	15%	208	3%	743	6%	689	8%	913	6%	3,987	12%
	4 自然科学	8,755	6%	666	10%	1,080	8%	656	8%	1,490	10%	2,757	8%
	5 技 術	10,684	8%	1,000	15%	3,017	22%	2,346	29%	2,715	18%	4,120	12%
	6 産 業	4,386	3%	196	3%	516	4%	386	5%	476	3%	1,430	4%
	7 芸 術	13,379	10%	437	7%	1,029	8%	514	6%	887	6%	5,495	16%
	8 言 語	2,395	2%	38	1%	89	1%	76	1%	183	1%	594	2%
	9 文 学	49,107	36%	3,637	56%	5,838	43%	2,667	33%	6,762	45%	11,323	33%
	小 計	135,326	100%	6,466	100%	13,438	100%	8,161	100%	14,884	100%	34,563	100%
児 童 書	K0 総 記	558	1%	43	1%	93	1%	47	1%	99	1%	238	1%
	K1 哲 学	547	1%	94	2%	196	2%	135	2%	190	2%	175	1%
	K2 歴 史	2,011	4%	218	4%	377	3%	281	3%	395	4%	1,061	5%
	K3 社会科学	1,761	3%	159	3%	238	2%	210	2%	399	4%	752	4%
	K4 自然科学	3,386	6%	368	6%	832	7%	648	7%	707	7%	1,490	7%
	K5 技 術	1,349	2%	186	3%	283	2%	267	3%	361	3%	536	3%
	K6 産 業	936	2%	60	1%	144	1%	108	1%	190	2%	339	2%
	K7 芸 術	1,928	4%	377	6%	499	4%	508	6%	403	4%	912	5%
	K8 言 語	598	1%	77	1%	108	1%	70	1%	120	1%	289	1%
	K9 文 学	14,619	27%	1,483	25%	2,964	25%	1,859	21%	3,443	33%	6,020	30%
	KE 絵 本	24,971	46%	2,806	47%	6,246	52%	4,684	53%	4,120	39%	7,859	39%
	KC 紙 芝 居	1,352	3%	78	1%	112	1%	65	1%	110	1%	319	2%
	小 計	54,016	100%	5,949	100%	12,092	100%	8,882	100%	10,537	100%	19,990	100%
総 合 計	189,342		12,415		25,530		17,043		25,421		54,553		

6. 令和5年度業務実績

(1)利用者登録・貸出の状況

◆中津市全館利用者登録の状況（令和6年3月31日現在）

登録者数 51,563人（人口81,760人の 63.1%）

内訳	区分	児童(0～12歳)	一般(13歳～)	合計
	人数		4,551	47,012
比率		8.8%	91.2%	100%
		市民(44,339人 86.0%)	市外(7,224人 14.0%)	

詳細	年齢層別	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	23～30
	人数		440	4,111	2,300	2,367	3,165
比率		1%	8%	4%	5%	6%	13%
	年齢層別	31～40	41～50	51～60	61～70	71～99	合計
	人数	6,823	7,383	5,945	4,958	7,522	51,563
比率		13%	14%	12%	10%	15%	100%

◆全館資料貸出の状況

年月	開館日数	利用者			貸出冊数				
		一般	児童	合計	一般	児童	雑誌	AV他	合計
R5.4	25	7,667	1,380	9,047	21,806	16,572	1,961	1,304	41,643
5	24	6,954	1,440	8,394	19,797	14,127	1,600	1,068	36,592
6	25	7,669	2,000	9,669	21,351	18,250	1,882	1,219	42,702
7	26	7,757	1,999	9,756	21,596	19,650	1,822	1,556	44,624
8	26	7,972	1,836	9,808	21,724	19,775	1,894	1,647	45,040
9	24	7,249	1,835	9,084	20,101	17,381	1,768	1,179	40,429
10	26	7,728	1,894	9,622	21,271	17,265	1,803	1,246	41,585
11	24	6,765	1,553	8,318	18,684	14,605	1,578	1,022	35,889
12	20	6,294	1,462	7,756	18,035	16,594	1,556	1,155	37,340
R6.1	22	6,872	1,465	8,337	19,445	15,170	1,649	1,111	37,375
2	24	7,679	1,679	9,358	21,076	16,152	1,849	1,241	40,318
3	27	8,431	1,610	10,041	23,440	19,788	1,884	1,063	46,175
合計	293	89,037	20,153	109,190	248,326	205,329	21,246	14,811	489,712
平均(日)		303.9	68.8	372.7	847.5	700.8	72.5	50.5	1,671.4
平均(月)		7,419.8	1,679.4	9,099.2	20,693.8	17,110.8	1,770.5	1,234.3	40,809.3

※ AV…視聴覚資料

◆各館資料貸出数

図書館名	一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料	合計
小幡記念図書館	191,432	137,711	17,079	11,471	357,693
三光図書館	15,991	20,979	1,762	1,269	40,001
本耶馬溪図書館	5,895	10,973	903	369	18,140
耶馬溪図書館	6,629	4,607	822	675	12,733
山国図書館	10,984	3,637	549	1,015	16,185
小幡記念BM	8,414	16,154	118	1	24,687
三光・本耶馬溪BM	5,967	5,990	13	11	11,981
耶馬溪・山国BM	3,014	5,278	0	0	8,292
全館合計	248,326	205,329	21,246	14,811	489,712

◆広域登録利用状況

	利用者数	貸出冊数					登録者数	予約冊数	
		一般書	児童書	雑誌	AV	貸出合計			
宇佐市	児童	42	19	297	2	3	321	7	0
	一般	2,204	5,780	1,211	721	315	8,027	86	957
	計	2,246	5,799	1,508	723	318	8,348	93	957
豊後高田市	児童	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般	350	488	105	40	59	692	3	132
	計	350	488	105	40	59	692	3	132
その他県内	児童	2	9	1	0	0	10	0	0
	一般	681	2,030	327	208	122	2,687	3	504
	計	683	2,039	328	208	122	2,697	3	504
吉富町	児童	226	200	858	59	43	1,160	4	1
	一般	2,552	5,584	2,853	778	193	9,408	27	805
	計	2,778	5,784	3,711	837	236	10,568	31	806
上毛町	児童	220	164	1,016	19	3	1,202	6	20
	一般	2,167	6,494	2,058	490	269	9,311	13	657
	計	2,387	6,658	3,074	509	272	10,513	19	677
豊前市	児童	152	138	734	6	14	892	7	1
	一般	2,807	7,896	2,572	711	285	11,464	26	919
	計	2,959	8,034	3,306	717	299	12,356	33	920
その他県外	児童	9	9	62	0	1	72	0	0
	一般	166	519	62	11	3	595	5	13
	計	175	528	124	11	4	667	5	13
合計	児童	651	539	2,968	86	64	3,657	24	22
	一般	10,927	28,791	9,188	2,959	1,246	42,184	163	3,987
	計	11,578	29,330	12,156	3,045	1,310	45,841	187	4,009

※「AV」…視聴覚資料

(3) その他資料・サービス

①新聞

購入	10種	大分合同・西日本・朝日・毎日・読売・日本経済・日刊工業・産経・日刊スポーツ・スポーツニッポン
寄贈	1種	赤旗

②リクエスト・予約件数

一般	31,967
児童	7,798
雑誌	2,339
視聴覚資料他	319
総計	42,423

③レファレンスサービス

口頭	5,027	小幡	3,668
電話	148	三光	1,082
メール・文書	12	本耶馬溪	210
FAX・学校司書	46	耶馬溪	100
総計	5,233	山国	173
		総計	5,233

④コピーサービス

コピー枚数・・・ 2657枚

⑤閲覧用インターネット提供サービス

利用件数・・・ 57件

(4) 事業報告

◆催し物の状況

①催し物の回数及び参加人数

催し物	回数	人数	催し物	回数	人数
映画会	44	572	読書会	5	94
おはなし会	41	481	社会見学	8	368
赤ちゃんおはなし会	13	230	図書館行事	7	97
展示会	52	5,698	その他(美術鑑賞講座等)	39	1,745
講演会	10	1,043	合計	219	10,328

②催し物の開催状況

◎映画会

【毎週土曜日 14時／視聴覚室】
上映権付きDVDを上映
5月以降、コロナ対策解除

◎幼児向けおはなし会

【毎週月曜日 11時／視聴覚室】
5月以降、コロナ対策解除
ボランティアによる読み聞かせ再開。
12組限定、事前予約制により実施。

◎日曜おはなし会（試験的实施）

【12/10（日）11時／研修室】

◎南部幼稚園児によるおはなし会

【令和5年度は2回、参加人数33人／研修室】
（南部幼稚園）園児3人、幼稚園教諭3人

◎赤ちゃんおはなし会

【毎月第3水曜日 11時／視聴覚室】
5月以降、コロナ対策解除
1～2人による絵本の読み聞かせや紹介、わらべ歌遊び等
12組限定、事前予約制により実施。

◎赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業

【令和5年度は12回、参加人数493人／7ヶ月児健診会場】
ボランティアによる絵本の読み聞かせと、絵本2冊プレゼント等
5月よりボランティアによる絵本の読み聞かせを再開。

幼児向けおはなし会実施状況

開催月	開催数	参加人数
4月	4	29
5月	4	37
6月	4	56
7月	2	15
8月	3	37
9月	3	33
10月	4	49
11月	4	71
12月	3	54
1月	3	34
2月	3	35
3月	4	31
合計	41	481

(5)その他の取組み状況

① こどもの読書週間

実施期間 4月22日(土)～5月12日(金)

内容

(小幡記念図書館)

▽春のおたのしみおはなし会▽絵本のおたのしみ袋▽みんなで花を咲かせよう!
▽ポプラディアでやってみよう!「未完成ぬりえ」▽本・雑誌の無料配布

(三光図書館)

▽しおりの配布▽読書週間スタンプラリー▽雑誌の無料配布

(本耶馬溪図書館)

▽雑誌、本の無料配布▽しおりプレゼント

(耶馬溪図書館)

▽本の無料配布▽葉のプレゼント

(山国図書館)

▽おすすめ本の紹介▽手作りしおりの配布▽ファイルのプレゼント
▽雑誌・本の無料配布



② 子ども司書養成講座

実施日 7月24日(月)、8月18日(金)、12月27日(水)、令和6年3月9日(土)

参加者 抽選で選ばれた市内の小学5、6年生6名

③ 夏休み一日図書館司書体験

(小幡記念図書館)

実施期間 7月26日(水)～7月28日(金)

参加者 20人

(豊田小2人、北部小2人、南部小2人、如水小2人、、小楠小2人、沖代小2人、
大幡小2人、今津小2人、三保小2人、和田小2人)

(三光図書館)

実施日 7月28日(金)、8月3日(木)、8月4日(金)

参加者 4人 (秣小1人、山口小2人、深水小1人)

(耶馬溪図書館)

実施日 8月3日(木)

参加者 1人 (城井小1人)

(山国図書館)

実施日 8月3日(木)

参加者 1人 (三郷小1人)



④ 小学生社会見学

参加者 12校 368人

(山口小、真坂小、秣小、深水小、中津支援学校、豊田小、如水、
城井小、下郷小、和田小、今津小、沖代小)

⑤ 中学生職場体験

参加者 4校 8人

(城北中2人、緑ヶ丘中2人、豊陽中2人、耶馬溪中2人)

⑥ 高校生インターンシップ

参加者 1校 3人

(中津東高等学校3人)

⑦ 夏の工作教室

(小幡記念図書館)

実施日 8月4日(金)

内容 「ポプラディアで作ろう！ペーパークラフト」

参加者 子ども 18人、大人 10人

(三光図書館)

実施期間 8月2日(水)～8月25日(金)

内容 「夏休みPOPポップ制作」

参加者 子ども 18人

(本耶馬溪図書館)

実施日 8月7日(月)

内容 「おうちプラネタリウムをつくってみよう」

参加者 子ども 6人、大人 2人

(耶馬溪図書館)

実施期間 8月4日(金)～8月6日(日)

内容 「あき缶をデコってへんし～ん」

参加者 子ども 15人

(山国図書館)

実施日 8月7日(月)

内容 「牛乳パックを使ったおうち貯金箱とストローを使った紙飛行機作り」

参加者 子ども 6人、大人5人



⑧ 小幡記念図書館移転30周年記念事業

・記念講演会「絵本で子どもたちに伝えたいこと」講師:長谷川義史

実施日 10月15日(日)

内容 講演、絵本朗読、絵のパフォーマンス、ウクレレ弾き語り、中津うめーものうた

参加者 お子様連れの方 120人

※なかはく連携企画 長谷川義史絵本原画展-どうぶつたちのものがたり-

・小幡記念図書館の歴史

実施期間 10月1日(日)～10月28日(土)

内容 小幡記念図書館の歴史についてパネルで紹介

・ベストリーダー30

期間 10月1日(日)～11月9日(木)

内容 移転以降30年間でたくさんの方に借りられた本(一般、児童、郷土)の紹介、展示

・販売図書コーナー

実施期間 10月1日(日)～11月9日(木)

内容 中津市立図書館で販売している本の紹介、販売

・図書館バックヤードツアー

実施日 10月27日(金)

内容 図書館の“うらがわ”を職員の説明を受けながらめぐる見学ツアー



⑨ 秋の読書週間 実施期間 10月27日(金)～11月9日(木)

内容

(小幡記念図書館)

▽秋のおたのしみおはなし会▽本のお楽しみ袋
▽イチョウの木を色づかせよう▽除籍本の無料配布
▽図書館シールラリー▽ぐりとぐらおはなしクイズ
▽シニア読書案内の配布▽バックヤードツアー



(三光図書館)

▽しおりの配布▽読書週間スタンプラリー▽本・雑誌の無料配布

(本耶馬溪図書館)

▽先生の人生をたどってみよう！！福沢諭吉すごろく年表
▽しおりのプレゼント▽雑誌・本の無料配布

(耶馬溪図書館)

▽しおりのプレゼント▽除籍本の無料配布

(山国図書館)

▽手作りしおりの配布▽除籍本・雑誌の無料配布

⑩ 図書館コンサート「2023.Autumn Library concert～図書館で音楽会～」開催

実施日 11月22日(水)

内容 館内にてヴァイオリンとピアノ演奏

参加者 80人



⑭ 雑誌付録抽選会

実施日 児童向け:12月25日(月) 大人向け:令和6年1月5日(金)

内容 雑誌の付録を抽選でプレゼント

⑪ 不滅の福澤プロジェクト 図書館企画【年間4回】

(1)「福澤諭吉の耶馬溪景観保護～その経緯と意義について～」

実施期間 5月26日(金)

内容 歴史博物館学芸員:松岡李奈氏による講演会

参加者 23人



(2)ゆきちせんせいぬりえ

実施期間 募集:8月2日(水)～8月31日(木) 展示:9月2日(土)～9月29日(金)

内容 諭吉先生のぬりえを塗ってもらい、作品を展示。

応募作品の中から抽選で5名に1000円の図書カード進呈 応募総数 110点

(3)《耳で楽しむ福澤諭吉》大人のための朗読おはなし会

実施期間 12月15日(金)

内容 朗読サークルNew杜の声による福澤諭吉関連本の朗読

参加者 12人



(4)諭吉すごろく

実施期間 2月1日(木)～2月28日(水)

内容 福澤諭吉の人生に沿ったすごろくを配布。クイズに回答した方へ景品を進呈。

参加者 55人 (配布枚数 218枚)

⑫ 図書館講座【年間4回】

第1回「椅子に座ってできるかんたんストレッチ講座」

実施日 6月28日(水)

内容 谷昌子さんを講師に迎え、簡単なストレッチについて

- 参加者 26人
 第2回「図書館ホームページ使い方講座」
 実施日 7月21日(金)
 内容 職員によるホームページの機能の説明等
 参加者 4人
 第3回「竹細工のすゝめ」
 実施日 9月8日(金)
 内容 竹生会を講師に迎え、竹細工ワークショップ
 参加者 15人
 第4回「春色のハーバリウム作り講座」
 実施日 1月26日(金)
 内容 図書館職員によるハーバリウム作りのワークショップ
 参加者 11名(うち一人は付添)



⑬ 各施設・機関との連携展示

- ・中津市歴史博物館「ナガシノキオク」
 連携展示「長篠と戦国武将たち」期間:5月3日(水)～6月25日(日)
- ・中津市歴史博物館「福澤諭吉とお札に選ばれた偉人達」
 連携展示「お札の肖像になった偉人たちを知ろう！」期間:7月29日(土)～9月18日(日)
- ・中津市歴史博物館「長谷川義史絵本原画展」
 連携展示「絵本で子どもたちに伝えたいこと」期間:9月30日(土)～11月5日(日)
- ・中津市歴史博物館「文明開化と明六社」
 連携展示「”津”でつながる 津山・津和野・中津」期間:11月10日(金)～12月17日(日)
- ・中津市歴史博物館「開発！〈KAIHOTSU〉—中津の古代から中世—」
 連携展示「開発！古代・中世の人々の暮らし」期間:令和6年3月16日(土)～5月6日(月)
- ・(公社)認知症の人と家族の会 大分支部「世界アルツハイマー月間」連携展示
 連携展示「介護長寿課 × 図書館 連携企画「世界アルツハイマー月間」」
 期間:9月20(水)～9月29日(金)

⑭ 除籍に伴う紙芝居無償譲渡会

- 実施日 令和5年10月30日(月)14:00～15:00
 場所 小幡記念図書館(視聴覚室)
 内容 中津市内の読み聞かせグループ 17団体
 12団体参加 持ち帰り冊数 105冊

⑮「三津同盟」観光情報交換(エクステンジ)事業

- 実施期間 中津市展示 11月11日(土)～12月17日(日)
 内容 蘭学・洋学文化での共通点のある三津同盟の三自治体の図書館ネットワークを活用して、各図書館で互いの市町の観光パンフレットや図書館資料を展示し利用者に紹介

⑯ 除籍に伴う絵本無償譲渡会

- 実施日 令和6年3月8日(金)14:00～15:00
 場所 耶馬溪図書館(研修室)
 内容 山国・耶馬溪・本耶馬溪町内 6カ所の保育所・保育園対象
 6園参加 持ち帰り冊数 120冊

(6) 館内企画展

① 企画展示

展示期間	展示テーマ
4月2日～5月12日	こどもの読書週間・こども読書の日(～5月12日) 「こどもの読書週間」にちなんだブックガイドや児童書、絵本の紹介。
4月2日～5月12日	本屋大賞決定 「本屋大賞」のノミネート作品や受賞作の紹介。
5月13日～5月29日	郷土資料の紹介 中津市の偉人・先人や歴史、史跡、文化など郷土に関する資料を展示。また、大分県に関する図書もあわせて案内。
6月1日～6月12日	「松下竜一 著作展示 —松下竜一氏を偲ぶ— 中津市を代表する作家・松下竜一氏を偲び、氏の著作や関係図書を展示、紹介。
6月13日～6月29日	「整える・調える」 小さな習慣でカラダにいいことやってみよう！料理・掃除・片づけ・心・健康などの本を特集します。
7月1日～7月30日	「真夏のミステリー特集」 本格推理ものや、涼しくなるようなホラー系、他にも色々なミステリーを集めています。この夏は本を読んでミステリーな気分を過ごしてみませんか。
8月2日～8月31日	「冷やし本 はじめました」 グリーンカーテン・夏レシビ・夏服など暑い夏を涼しく快適に過ごすための本や目で見て涼しくなれる本、読んだらゾワッと寒気がするような本を集めます。
9月2日～9月29日	「昭和レトロ」 古くて新しい昭和特大集
9月15日～11月9日	敬老の日～読書週間企画「シニア世代に薦めたいおすすめ図書リスト」 シニア向けに作成したおすすめ図書リストで紹介した本を展示。
10月1日～10月26日	「10月10日は なんのひ？」 日本記念日協会によると10月10日は1年の中で最も記念日の多い日の一つだそうです。目の愛護デー、銭湯の日、赤ちゃんの日などなど…様々な10月10日にまつわる本を集めてみました！本を見て何の記念日なのかあててみてね！
10月27日～11月9日	読書週間 大分県公共図書館等連絡協議会 図書館利用促進企画 「うちの図書館じまん・司書のおすすめ本」
11月10日～11月29日	「もっと楽しくなる音楽」 芸術の秋にちなみ、音楽に関する本を集めました。いろいろな角度から音楽を楽しむことができる本をご紹介します。深まりゆく秋、音楽に親しんでみませんか？
12月1日～12月28日	「今年一年のストレスをデトックス！」 一年間に溜まったストレスや疲れを解消して新年を迎えましょう！ストレッチやアロマテラピー、温泉、癒される写真集や体を整える料理本など、読んで効く癒し・デトックス本を集めます。
1月5日～1月29日	「笑う門には福来る！『笑える本』 とにかく笑える本を展示
2月1日～2月28日	「インドアも悪くない！」 寒い季節こそ、おうちの中で楽しめる趣味を見つけてみませんか？夢中になれるものがあれば、きっとほっこりする時間が過ごせるはずです。インドアでも楽しめるアレコレの本を集めます！
3月1日～3月31日	「大人の学び直し」 学び直しはいつになっても出来ます！新しい年度から、何かに挑戦してみませんか？色々な分野の本を集めます！

② 児童書架ミニ企画

期間	テーマ／内容
4月2日～4月30日	「地球を守ろう」 環境に関する本を紹介
5月3日～5月29日	「晴れた日は お弁当を持って」 お弁当・料理に関する本を紹介
6月1日～6月29日	「きれいだな 雨にぬれた花々」 花の図鑑・天気に関する本を紹介
7月1日～7月30日	「海へいこう」 海についての本・海の生き物の本を紹介
8月2日～8月31日	「怪談&ミステリー」 怪談や妖怪に関する本を紹介
9月2日～9月29日	「お月見しよう」 宇宙に関する本を紹介
10月1日～10月30日	「スポーツの秋」 スポーツを紹介している本・スポーツ選手の手記や伝記の本を紹介
11月2日～11月29日	「芸術にふれよう！美術館へ音楽会へ」 美術・音楽に関する本を紹介
12月1日～12月28日	「ノーベル賞ってなに？」 ノーベル賞に関する本・受賞者の伝記の本を紹介
1月5日～1月29日	「室内遊びを楽しもう」 将棋、編み物、あやとり、おり紙、クイズなどの本を紹介
2月1日～2月28日	「動物大集合」 ペットの飼い方や動物に関する本を紹介
3月1日～3月31日	「手話・点字で心をつなごう」 手話・点字に関する本を紹介

③『ぶっくとーく』コーナー展示

月	今月のテーマ	特集作家	司書のおすすめ
R5.4月	「やってみよう！」の絵本	荻田澄子・平田昌広	にゃんこと名画のマリアージュ
5月	おいし～い絵本	五味太郎・はまのゆか	ひめさま！ぞうはすごくおおいでござる
6月	笑っちゃう絵本	内田麟太郎・ミロコマチコ	ぶたのたね
7月	海・山・自然の絵本	とよたかずひこ・山西ゲンイチ	こどももちゃん
8月	こわ～い絵本	マーガレット・ワイズ・ブラウン ・おおなり修司	かもめたくはいびん
9月	宇宙・科学の絵本	レオ・レオニ・はらぺこめがね	あきぞらさんぼ
10月	全国SLA絵本委員会選定えほん 50('22-'23)	いとうひろし・刀根里衣	きょうりゅうレディ
11月	アートな絵本	なかやみわ・マック・バーネット	100ぴきかぞく
12月	むかしむか～しの絵本	ピアトリクス・ポター・よしながこうたく	ふゆのコートをつくりに
R6.1月	世界の絵本	くすのきしげのり・おくはらゆめ	ドン・ウッサそらをとぶ
2月	動物の絵本	サトシン・えがらしみちこ	チロルくんのりんごの木
3月	家族・友達の絵本	長新太・澤野秋文	じゃない！

(7)サービス指標

①市民1人あたりの貸出冊数（貸出率）

$$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{人口}} = \frac{489,712}{81,760} = 6.0 \text{ 冊} \quad \langle\langle 5.2 \text{ 冊} \rangle\rangle$$

②登録率

$$\frac{\text{登録者数}}{\text{人口}} = \frac{51,563}{81,760} \times 100 = 63.1\% \quad \langle\langle 51.8\% \rangle\rangle$$

③登録者1人あたりの貸出冊数（実質貸出密度）

$$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{登録者数}} = \frac{489,712}{51,563} = 9.5 \text{ 冊} \quad \langle\langle 10.1 \text{ 冊} \rangle\rangle$$

④市民1人あたりの資料費

$$\frac{\text{資料購入費}}{\text{人口}} = \frac{23,594,900}{81,760} = 289 \text{ 円} \quad \langle\langle 258 \text{ 円} \rangle\rangle$$

⑤市民1人あたりの蔵書冊数

$$\frac{\text{蔵書数}}{\text{人口}} = \frac{350,341}{81,760} = 4.3 \text{ 冊} \quad \langle\langle 4.2 \text{ 冊} \rangle\rangle$$

《 》内は、人口6万人以上 10万人未満の市区町村立図書館の全国平均値
（日本図書館協会発行「日本の図書館統計と名簿2023」による）

7. 中津市立図書館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、中津市立図書館(以下「図書館」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中津市立小幡記念図書館	中津市1366番地1(片端町)
中津市立三光図書館	中津市三光成恒421番地1
中津市立本耶馬溪図書館	中津市本耶馬溪町曾木1800番地
中津市立耶馬溪図書館	中津市耶馬溪町大字柿坂520番地
中津市立山国図書館	中津市山国町守実130番地

(業務)

第3条 図書館は、次の業務を行う。

- (1) 図書館資料(法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (3) 読書案内、読書相談その他の利益援助に関すること。
- (4) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (5) 移動図書館の運営に関すること。
- (6) その他中津市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める事項

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

区分	開館時間
中津市立小幡記念図書館	午前9時から午後7時まで
中津市立三光図書館 中津市立本耶馬溪図書館 中津市立耶馬溪図書館 中津市立山国図書館	午前10時から午後6時まで

2 前項の規定にかかわらず、中津市立小幡記念図書館の研修室及び視聴覚室(これらに附帯する施設を含む。以下「研修室等」という。)は、午前8時30分から午後10時まで使用することができる。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月4日まで
- (3) 月末整理日(毎月(8月及び12月を除く。)の末日をいう。)。ただし、当日が日曜日又は火曜日の場合は、その翌日とする。
- (4) 9月1日。ただし、当日が日曜日又は火曜日の場合は、その翌日とする。
- (5) 4月1日。ただし、当日が月曜日の場合は、4月3日として、又は火曜日若しくは水曜日の場合は4月2日とする。

2 前項第4号から第6号までの規定は、研修室等については、適用しない。

(開館時間等についての特例)

第6条 前2条の規定にかかわらず、委員会は必要と認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館の制限又は利用の禁止)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒み、退館を命じ、又は図書館の利用を禁止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 図書館の管理運営上支障があると認められるとき。

(研修室及び視聴覚室の使用)

第8条 研修室等を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、図書館業務に支障のない範囲において、前項の許可をするものとする。この場合において、委員会は、使用について条件を付することができる。

3 委員会は、研修室等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、器具、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が使用すると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会がその使用を不相当であると認めるとき。
- 4 第1項の使用の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料(10円未満の端数は、切捨てとする。)を納めなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- 5 委員会は、第1項の使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限することができる。この場合において、使用の許可を受けた者が損害を受けても、委員会は其の責を負わない。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
 - (2) 許可された使用目的以外の目的に施設を使用したとき。
 - (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
 - (4) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
 - (5) 第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(損害の賠償)

第9条 図書館の施設又は設備、図書館資料若しくは物品を汚損し、き損し、又は滅失した者は、市長の認定に基づき、損害額を賠償しなければならない。

第10条 削除

(指定管理者)

第11条 委員会は、図書館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に図書館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合の、当該指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に規定する業務の実施に関する事。
- (2) 図書館の維持及び管理運営に関する事。
- (3) その他委員会が定める事項

3 第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項第2号	委員会	指定管理者
第6条	委員会が必要と認めるときは	指定管理者は必要と認めるときは委員会の承認を受けて
第7条並びに第8条第1項及び第2項	委員会	指定管理者

(利用料金)

第12条 研修室等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者の収入として收受させる場合の利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金を減免することができる。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあつては、第8条第3項の規定は適用しない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定まる日から施行する。(令和3年8月中教規則第3号で、同3年9月22日から施行)

別表(第8条、第12条関係)

区分	単位	室使用料	冷暖房使用料	摘要
研修室	1時間当たり	1,320円	660円	物品の展示説明販売等営利を目的として使用する場合は、室使用料の20割に相当する額を加算する。
視聴覚室	1時間当たり	1,100円	550円	

備考 使用時間のうち30分未満の端数については切り捨て、30分以上1時間未満の端数については1時間として算定する。

8. 中津市立図書館条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、中津市立図書館条例(昭和59年中津市条例第2号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、中津市立図書館(以下「図書館」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 中津市立小幡記念図書館に館長を置き、必要に応じて副館長を置くことができる。

2 図書館に、必要に応じて職員を置く。

3 館長は、上司の命を受け、図書館の業務を掌理する。

4 副館長は、館長を補佐し、中津市立小幡記念図書館の業務を処理する。

5 職員は、館長又は副館長の命を受け、担当事務を処理する。

(館内秩序)

第3条 図書館の入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外に図書館資料(図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)を持ち出さないこと。

(2) 館内においては、静粛にし、他の入館者に迷惑をかけること。

(3) 指定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。

(4) 危険物を持ち込まないこと。

(5) 図書館資料又は図書館内の施設、設備若しくは器具を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(6) その他館長の指示する事項

第2章 館内利用

(館内における利用)

第4条 図書館資料の館内での利用は、開架の図書館資料にあつては自由利用とし、閉架の図書館資料にあつては職員に申し出て利用しなければならない。

2 特定の図書館資料は、職員の指示する場所で利用しなければならない。

(返納)

第5条 利用者は、図書館資料の利用が終わったときは、速やかに当該図書館資料を返納しなければならない。

(図書館資料の複写)

第6条 図書館資料の複写は、著作権法(昭和45年法律第48号)に違反しない範囲内で行うことができる。

2 前項の複写に係る費用は、複写をした者の負担とする。

第3章 館外利用

(貸出券の交付)

第7条 図書館資料を館外で利用(以下「館外利用」という。)できる者は、次に掲げる区域に住所を有する者又は中津市内に通勤若しくは通学している者とする。

(1) 中津市

(2) 宇佐市

(3) 豊後高田市

(4) 日田市

(5) 玖珠町

(6) 豊前市

(7) 吉富町

(8) 上毛町

(9) 築上町

2 館外利用をしようとする者は、あらかじめ貸出登録申請書(様式第1号)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、貸出券(様式第2号)を交付する。

(団体貸出券の交付)

第8条 団体が館外利用できるものは、中津市内に所在する会社、事業所、機関又は団体等であつて、館長が相当と認めるものとする。

2 館外利用をしようとする団体は、あらかじめ団体貸出登録申請書(様式第3号)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、団体貸出券(様式第4号)を交付する。

(貸出券及び団体貸出券)

第9条 貸出券の交付を受けた者又は団体貸出券の交付を受けた団体(以下「館外利用者」と総称す

る。)は、貸出券又は団体貸出券の記載事項に変更があったとき又は紛失したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 館外利用者は、貸出券又は団体貸出券を他人に譲渡し、又は不正に使用してはならない。

3 貸出券又は団体貸出券が館外利用者以外によって使用され、図書館資料が亡失し、き損し、又は汚損するなどして損害が生じた場合、その責めは、館外利用者本人に帰するものとする。

4 貸出券又は団体貸出券を紛失した館外利用者で、当該貸出券又は当該団体貸出券の再交付を受けようとするものは、貸出券再交付申請書(様式第5号)を館長に提出し、再交付を受けなければならない。

(貸出券及び団体貸出券の提示)

第10条 館外利用者は、館外利用をしようとするときは、貸出券又は団体貸出券を職員に提示しなければならない。

(館外利用できる冊数及び期間)

第11条 館外利用者が一度に館外利用できる図書館資料の冊数等及び期間は、次の表のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

図書館資料の種類	館外利用できる冊数等		館外利用できる期間
図書	個人	10冊	15日間
	団体	100冊	1月間
視聴覚資料		5点	8日間
雑誌		5冊	8日間

2 館外利用済みの図書館資料又は前項の規定による館外利用できる期間を満了した図書館資料は、速やかに返納しなければならない。

(館外利用できない図書館資料)

第12条 次の各号に掲げる図書館資料については、館外利用することができない。

- (1) 貴重資料、郷土資料、参考資料及び行政文書
- (2) 官公報及び新聞類
- (3) 辞書類
- (4) その他館長が特に指定した図書館資料

(特別貸出)

第13条 前条の規定にかかわらず、公務、研究その他特別の理由で図書館資料の館外利用を必要とする者は、館長の許可を得て貸出し(以下「特別貸出」という。)を受けることができる。

2 前項の規定による特別貸出を受けようとする者は、特別貸出申請書(様式第6号)を館長に提出しなければならない。

3 特別貸出による図書館資料の貸出し冊数等及び期間については、館長が別に定める。

第4章 移動図書館

(移動図書館)

第14条 図書館資料を広く市民の利用に供するため、巡回による移動図書館を実施する。

(巡回日及び巡回場所)

第15条 移動図書館の巡回日は、原則として月曜日、水曜日、木曜日及び金曜日とする。ただし、館長が必要と認めるときは、変更することができる。

2 巡回場所については、地域の要望や状況を判断し、館長が定める。

(貸出期間等)

第16条 第3章の規定は、移動図書館の図書館資料の貸出冊数、貸出期間及び利用手続その他必要な事項について準用する。

第5章 研修室及び視聴覚室の使用

(使用の許可手続等)

第17条 研修室又は視聴覚室を使用しようとする者は、図書館研修室(視聴覚室)使用申請書(様式第7号)を中津市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、図書館研修室(視聴覚室)使用許可書(様式第8号)により通知するものとする。

3 研修室又は視聴覚室の使用の許可を受けた者は、使用を終了したときは、直ちに研修室又は視聴覚室を原状に復さなければならない。

第6章 中津市立図書館運営協議会

(会長及び副会長)

第18条 中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例(平成30年中津市条例第17号)に規定する中津市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を各1人置き、協議会の委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第19条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第20条 削除

第7章 指定管理者による管理

(指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

第21条 条例第11条第1項の規定により、指定管理者に図書館の管理を行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、第2条の規定は適用しない。

第3条第6号	館長	指定管理者又は図書館の管理に従事している者で図書館法第13条第1項に規定する館長の職にあるもの
第4条第1項及び第2項	職員	指定管理者又は図書館の管理に従事している者
第7条第2項及び第3項、第8条第1項から第3項まで並びに第9条第1項及び第4項	館長	指定管理者又は図書館の管理に従事している者で図書館法第13条第1項に規定する館長の職にあるもの
第10条	職員	指定管理者又は図書館の管理に従事している者
第11条第1項、第12条第4項、第13条第1項から第3項まで及び第15条第2項	館長	指定管理者又は図書館の管理に従事している者で図書館法第13条第1項に規定する館長の職にあるもの
第17条第1項	中津市教育委員会(以下「委員会」という。)	指定管理者
第17条第2項	委員会	指定管理者

(利用料金を指定管理者に収入として収受させる場合の取扱い)

第22条 指定管理者は、条例第12条第2項の規定により利用料金の額を定めるときは、図書館研修室(視聴覚室)利用料金承認願(様式第9号)により委員会の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を決定するとともに、決定した利用料金の額を周知しなければならない。

第8章 雑則

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年8月21日中教規則第8号妙)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

9. 中津市立図書館資料管理規則

(目的)

第1条 この規則は、中津市立図書館(以下「図書館」という。)における図書館資料の合理的かつ能率的な管理方法を定めることを目的とする。

(図書館資料の定義)

第2条 この規則において「図書館資料」とは、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する図書館資料をいう。

(図書館資料の管理原則)

第3条 すべて図書館資料の管理は、市民の図書その他の資料に対する要求に応え、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動によって、市民の文化、教養、調査、レクリエーションに寄与するために行わなければならない。

2 図書館資料は、特に貴重な資料を除き、すべて市民に貸し出し、かつ、すべて自由開架制を原則とする。

(図書館資料の管理者)

第4条 図書館資料の管理は、館長が行う。

(図書館資料の年度区分)

第5条 図書館資料の受入れ及び払出しは、会計年度によって区分し、その所属年度は、現に受入れ又は払出しのあった日の属する年度とする。

(図書館資料の寄贈)

第6条 図書館資料の寄贈をしようとする者(以下「寄贈者」という。)は、図書館資料寄贈通知書(様式第1号)に、寄贈する図書館資料の目録及び当該寄贈する図書館資料を添えて、寄贈しようとする図書館の館長に提出するものとする。

2 寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(図書館資料の寄託)

第7条 一般の閲覧その他の目的をもって、図書館資料の保管を図書館に寄託しようとする者(以下「寄託者」という。)は、図書館資料寄託願(様式第2号)を、寄託する図書館資料の目録を添えて、寄託しようとする図書館の館長に提出するものとする。

2 館長は、図書館資料の寄託を受入れた場合は、図書館資料受領書を寄託者に交付するものとする。

3 寄託された図書館資料は、他の図書館資料と同様に取り扱う。ただし、館外利用については、寄託者の承諾を得て行う。

4 図書館は、寄託された図書館資料が火災、盗難その他避けることができない理由により、亡失、き損又は汚損した場合は、その責を負わない。

(不用図書館資料の廃棄)

第8条 館長は、不用又は使用不能になった図書館資料を適時廃棄し、常に図書館資料の質的向上を図るものとする。

(図書館資料の亡失)

第9条 館長は、善良な管理の下で、図書館奉仕中に図書館資料が亡失し、その事情を調査し、6か月以上経過しても、なお発見できないときは、当該図書館資料を除籍処分することができる。

(賠償責任の免除)

第10条 図書館の職員は、故意又は重大な過失によって図書館資料を亡失し、き損し、又は汚損したときを除き、そのことに対する責を負わない。

(帳簿の記載)

第11条 館長は、図書館資料の受入れ及び払出しに関する基本帳簿及び必要な補助簿等を備えて、図書館資料の管理を明らかにしなければならない。

2 館長は、基本帳簿に記載すべき事由が発生する都度、直ちに基本帳簿に記載しなければならない。

(帳簿記載の省略)

第12条 消耗度の高いもの及び時期性の強いもの並びに雑誌、新聞、パンフレット、リーフレット、ポスター、絵本、漫画本、スタイルブック等については、前条の規定にかかわらず、基本帳簿への記載を省略することができる。

(報告)

第13条 館長は、毎年度末における図書館資料の管理状況を検査しなければならない。

2 館長は、前項の規定による検査の結果を、翌年度の5月31日までに中津市教育委員会(以下「委員会」という。)に報告しなければならない。

(指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

第14条 中津市立図書館条例(昭和59年中津市条例第2号)第11条第1項の規定により、指定管理者に図書館の管理を行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条、第6条第1項及び第2項、第7条第1項及び第2項、第8条並びに第9条	館長	指定管理者又は図書館の管理に従事している者で図書館法第13条第1項に規定する館長の職にあるもの
第10条	図書館の職員	指定管理者又は図書館の管理に従事している者
第11条第1項及び第2項	館長	指定管理者又は図書館の管理に従事している者で図書館法第13条第1項に規定する館長の職にあるもの
第13条第1項及び第2項	館長	社会教育課長

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか図書館資料の管理について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

10. 中津市立図書館の資料貸出に関する管理規定

(趣旨)

第1条 この規程は、中津市立図書館条例(以下「条例」という。)及び、中津市立図書館条例施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるものの他、図書館資料貸出について必要な事項を定めるものとする。

(館外利用)

第2条 資料の館外利用を希望される利用者で、貸出券を持参しない等貸出券を提示できない場合は、利用者本人に限り利用者番号の検索を請求できる。この場合、利用者が貸出申込書に氏名、電話番号等を記入し提出する。

図書館は、登録事項を照合し、本人であることを確認できたときは貸出を行うことができる。

(館外利用の制限)

第3条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは館外利用を制限できるものとする。

- (1) 返却期限を1ヶ月以上過ぎた未返却資料(以下「督促資料」という。)を持つ利用者。
- (2) 返却期限を3ヶ月以上過ぎた未返却資料を持つ利用者の同居家族。
- (3) 2度以上注意を促した上で連続して3回以上貸出券を携帯しなかった場合。
- (4) 館外利用した資料の扱いが著しく不適切で、資料を汚損・破損した場合。

(資料の予約)

第4条 1人が予約できる資料数は次のとおりとする。

- (1) 図書 10冊以内
- (2) 視聴覚資料 5点以内
- (3) 雑誌資料 5冊以内

ただし、館長は必要に応じて資料数を変更することができる。

- 2 予約の受付は、窓口及びインターネットの図書館ホームページから行うものとする。
- 3 予約資料が確保された場合は、登録されている連絡先に、利用者が選択した連絡手段によって連絡する。
- 4 予約者が資料確保の連絡を受け取った翌日から7日を経過しても資料の貸出を受けない場合には本人の都合によるキャンセル扱いとし、予約を取り消す。

(リクエストサービスの制限)

第5条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは予約資料の新規購入を制限できるものとする。

- (1) 図書館所蔵資料として不適切と認められる資料。
- (2) 出版年が古く、図書館での保存が難しいと認められる資料。
- (3) 内容に著しい偏りがあり、他の利用者の利用頻度が低いと認められる資料。
- (4) 市外居住の利用者で、その居住地域に利用可能な公共図書館がある場合。

(相互貸借サービスの制限)

第6条 利用者の居住地が市外であり、かつその居住地域に利用可能な公共図書館があるときは相互貸借サービスを制限できるものとする。

(貸出資料の弁償)

第7条 貸出資料を破損、汚損または紛失した場合は、図書館資料の弁償規定を基に弁償を請求することができる。

附則

この規程は、令和2年1月30日より施行する。

11. 図書館の資料収集要綱

(目的)

第1条 この要綱は中津市立図書館条例(昭和59年中津市条例第2号)第3条に掲げる業務を遂行するため、図書館の資料収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 資料収集方針は、次のとおりとする。

1. 市民の持つ学習、文化要求に応え、調査、研究、趣味、娯楽等に資する為、必要な資料を幅広く収集する。
2. 市民の知る権利を保障し、市民の資料要求に基づいて資料を収集する。但し市民の要求がこの収集範囲を超えていると思われるときは、図書館の相互協力システムを利用して市民に提供できる様に務める。
3. 収集に当たっては、次の点に留意する。
 - (1) 多様な対立する意見のある問題についてはそれぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著作者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除しない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。

(4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集すべき資料を放棄したり紛糾を恐れて自己規制をしたりしない。

(5) 寄贈図書についても同様とする。

4. 以上の様な基本方針で収集された資料がどのような思想や主張をもっていようとそれは図書館員及び図書館が支持することを意味しない。

5. 市民の要求によって図書館の資料が収集されることを市民一般に周知する為、収集方針は公開する。

(種類別収集方針)

第3条 収集する資料は、図書、逐次刊行物、地域資料、政府刊行物、視聴覚資料、障がい者用資料その他の資料とし、その種類別収集方針は次のとおりとする。

1. 図書

(1) 一般書は、親しみやすく平易に書かれた資料を各分野にわたって収集する。但し、市民の利用度が高い分野については、必要に応じ専門的な学習、調査 研究に応えられる資料も収集する。

(2) 参考図書は、市民が調査、研究の為に必要な辞書、辞典、事典、便覧、統計年鑑、目録、名鑑等を系統的に収集する。

(3) 児童及び青少年を対象とする図書は、児童及び青少年が読書の楽しみを発見し読書習慣の形成と継続に役立つ様に、各分野にわたり幅広く収集する。

(4) 外国語の図書は、参考図書及び外国語で書かれた日本に関する資料のうち主なものを収集する。

2. 逐次刊行物

(1) 新聞は、国内発刊の一般紙を中心に、各種新聞も必要に応じて収集する。

(2) 雑誌は、国内発行の各分野における基本的なものを中心に、児童向けのものを含めて収集する。

(3) その他の逐次刊行物は、必要に応じて収集する。

3. 地域資料

(1) 本市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図等幅広く収集する。

(2) 大分県及び県内市町村、近隣市町村に関する資料は、基本的、歴史的資料及び本市に係る資料を中心に収集する。

4. 政府刊行物

(1) 政府機関が発行する資料は、主要なものを収集する。

(2) 地方公共団体及びその他の公共機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集する。

5. 視聴覚資料

C D ・ビデオテープ・DVD等個人の利用を対象にした資料は、利用者の要求と教育的、文化的必要性を考慮して収集する。

6. 障がい者用資料

視聴覚障がい者が利用する点字図書、録音図書、大活字本を収集するとともに中津市に関する主要な資料の録音図書を収集する。

7. その他の資料

古文書等の資料は、必要に応じて収集する。

(資料の保存)

第4条 図書館が受け入れた資料のうち、各分野の基本的な資料や貴重な資料及び蔵書構成上不可欠と思われる資料は永久保存とし、その他の資料については必要に応じて保存する。

1. 資料の保存についての基準は、別に定める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるものの他、資料の収集に関して必要な事項は、図書館長が定める。

附則

この要綱は、平成5年4月23日から施行する。

12. 図書館研修室及び視聴覚室管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中津市立図書館条例(以下「条例」という。)及び中津市立図書館条例施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるものの他、中津市立小幡記念図書館の研修室及び視聴覚室(これらに附帯する施設を含む。以下「研修室等」という。)の管理に必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 中津市立図書館の研修室等は、常に良好な状態において管理し、効率的な運用に務めなければならない。

(使用)

第3条 使用者は、常に善良な利用者としての注意をもって使用しなければならない。

2 使用者が施行規則に掲げる館内秩序を守らないとき及び使用の目的が申請の内容と異なっているときは、使用を停止させ、または退去を命じることができる。

3 使用者にあたっては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用する会場の定員を超えて入場させないこと。
- (2) 認められたもの以外の物品の販売を行わないこと。
- (3) 会場内を不潔にしないこと。
- (4) 駐車場は、原則として京町駐車場を使用すること。

(申し込み)

第4条 研修室等を使用しようとする者は、使用する日の1年前から7日前までに、中津市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。

2 申し込みは、図書館開館日の午前9時から午後5時までの間に行うものとする。

3 図書館に来館しての申し込みを原則とするが、やむを得ない場合は電話での仮予約を認める。なお、その場合は、後日来館して打ち合わせを行い正式に申し込むものとする。

4 仮予約を受けて2週間経過しても正式予約がないときは、使用者に連絡をしたうえで、その予約は取り消しとなる。

(使用の不許可)

第5条 申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは使用を許可しないものとする。

- (1) 演奏会・芸能発表会など大音量を伴う催し
- (2) 定常的な習い事
- (3) その他図書館での催しとしてふさわしくないもの

(使用料)

第6条 使用の許可を受けた者は、条例に基づく使用料を使用する日の7日前までに収めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは使用料を減免することができる。

- (1) 市が主催または共催する事業
- (2) 市の関係機関が主催する事業
- (3) 法律に定める学校が学校教育活動に使用する場合
- (4) その他市長が特に必要であると認めた場合

2 前項の使用時間を超過した場合及び空調設備を新たに使用した場合、使用終了後不足分を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは既に徴収した使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変及びその使用者の責に帰することができない理由により使用しなかったときは全額を還付する。
- (2) 使用者が使用期日の7日前までに、使用の取り消しを申し出て委員会が相当の理由があると認めるときは全額を還付する。

(委任)

第8条 この規程に定めた事項以外の事項について定める必要が生じたときは、委員会がこれを定める。

附 則

この規定は、平成21年7月1日より施行する。



三光図書館



本耶馬溪図書館



耶馬溪図書館



山国図書館

休館日

毎週火曜日、毎月末
年末年始、特別調整期間

開館時間

小幡 午前9時～午後7時
分館 午前10時～午後6時

中津市立図書館

◆小幡記念図書館

〒871-0056 中津市1366番地1(片端町)

TEL (0979)22-0679(代表)

FAX (0979)24-3516

E-mail : tosyokan@city.nakatsu.lg.jp

URL : <http://libwebsv.city-nakatsu.jp/index.html>

◆三光図書館

〒871-0102 中津市三光成恒421番地1

(三光コミュニティーセンター内)

TEL (0979)43-2200

URL : <http://libwebsv.city-nakatsu.jp/2011.html>

◆本耶馬溪図書館

〒871-0202 中津市本耶馬溪町曾木1800番地

(本耶馬溪公民館内)

TEL (0979)52-3033

URL : <http://libwebsv.city-nakatsu.jp/2012.html>

◆耶馬溪図書館

〒871-0405 中津市耶馬溪町大字柿坂520番地

(耶馬溪公民館内)

TEL (0979)54-3111

URL : <http://libwebsv.city-nakatsu.jp/2013.html>

◆山国図書館

〒871-0712 中津市山国町守実130番地

(コアやまくに内)

TEL (0979)62-2141

URL : <http://libwebsv.city-nakatsu.jp/2014.html>